

平成31年第1回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成31年3月4日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 五霞町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 6 議案第 2号 五霞町ポイ捨て等防止条例
- 日程第 7 議案第 3号 五霞町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5号 五霞町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 6号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 7号 五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 8号 五霞町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 9号 五霞町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 五霞町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第12号 五霞町水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第14号 五霞町公共下水道事業五霞町環境浄化センター耐震補強工事の委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第19 議案第15号 平成30年度五霞町一般会計補正予算(第4号)

- 日程第20 議案第16号 平成30年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第17号 平成30年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第18号 平成30年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第19号 平成30年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第20号 平成30年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第25 議案第21号 平成30年度五霞町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第22号 平成31年度五霞町一般会計予算
- 日程第27 議案第23号 平成31年度五霞町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 平成31年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 平成31年度五霞町介護保険事業特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 平成31年度五霞町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第27号 平成31年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第32 議案第28号 平成31年度五霞町水道事業会計予算
- 日程第33 発議第 1号 五霞町議会予算特別委員会の設置
- 日程第34 陳情第 1号 「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国
に提出することを求める陳情書
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	植竹美智雄君	2番	新井庫君
3番	高橋宏光君	4番	板橋英治君
5番	伊藤正子君	6番	大久保帝二君
7番	宇野進一君	8番	鈴木喜一郎君
9番	樋下周一郎君	10番	青木武明君

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	染谷 森雄 君	副町長	田神 文明 君
教育長	千葉 道子 君	総務課長	山中 一郎 君
政策財務課長	大関 千章 君	会計管理者兼 町民税務課長	香取 幸子 君
健康福祉課長	江森 薫 君	生活安全課長	菊地 丈夫 君
都市建設課長	田口 啓一 君	産業課長兼 農業委員会 事務局長	笈沼 光行 君
教育次長	猪瀬 英子 君	上下水道課長	川口 恵司 君

事務局職員出席者

事務局長	藤沼 武志	書記	落合 宏紀
書記	伊藤 弘美		

開会 午前10時00分

◎開会宣告及び議長挨拶

○議長（樋下周一郎君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成31年第1回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、何かとお忙しい中、御出席をいただきまことに御苦労さまです。

本定例会には、30件の議案等が提出されており、特に平成31年度の各会計予算を審議する大事な議会でもあります。

また、本定例会では、予算特別委員会の設置が予定されておりますので、どうか議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、本定例会に当たり、去る2月22日午後1時から議会運営委員会が開催され、別紙、定例会の会期及び審議予定表のとおり協議されておりますので御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（染谷森雄君）どうも皆さん、改めましておはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を述べさせていただきます。

本日は、平成31年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、年度末の何かとお忙しい中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会には、執行部といたしましては、議案として人事案件が1件、条例の制定及び改正が11件、指定管理者の指定について1件、工事委託の変更協定の締結について1件、平成30年度一般会計及び特別会計の補正予算が7件、平成31年度一般会計及び特別会計予算が7件の合計28件を御提案させていただいております。

詳細につきましては、お手元の議案書により説明をさせていただきますので、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

◎開議の宣告

○議長（樋下周一郎君）これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（樋下周一郎君）会議規則第 20 条による議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（樋下周一郎君）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、4 番 板橋英治君、7 番 宇野進一君の 2 名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（樋下周一郎君）日程第 2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から 3 月 15 日までの 12 日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 3 月 15 日までの 12 日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（樋下周一郎君）日程第 3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条の規定により、本日の議案説明員の出席者を報告いたします。

町長、副町長、教育長、関係課長等が出席しております。

なお、写真撮影のため、総務課 金谷主任の入場を許可しております。

◎町長の施政方針

○議長（樋下周一郎君）次に、町長から平成 31 年度施政方針をお願いします。

町長。

〔五霞町長 染谷森雄君 登壇〕

○町長（染谷森雄君）それでは、お手元に配付をさせていただいております資料の朗読によって説明とさせていただきます。

本日、ここに平成 31 年第 1 回五霞町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かと御多用の折、御参集いただき、心から感謝を申し上げます。

開会に当たりまして、新年度に臨む私の所信及び町政運営に関する基本方針を申し述べさせていただきます、議員の皆様並びに住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

我が国の経済状況は、アベノミクスの推進によって長期にわたり緩やかな回復を続けており、景気回復の期間は戦後最長になった可能性があるとの見解が示されました。景気の先行きにつきましても、雇用・所得環境の改善が続く中で、中国経済の先行きや通商問題の動向、金融資本市場の変動など、世界経済に与える影響が懸念されております。

政府は、少子高齢化が進む中、持続的な経済成長の実現に向けて、一人一人の人材の質を高める「人づくり革命」と成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組むとともに、多様な働き方を選択できる社会を実現するための新たな仕組みや深刻な人手不足を踏まえ、専門的・技術的な外国人材の受入れを進めるとしております。

また、10 月からは消費税率の引き上げが予定されていることから、経済への影響が懸念される所であり、これらの経済状況に十分注視していく必要があります。

次に、平成 31 年度予算の概要について申し上げます。

国の平成 31 年度政府予算案は、全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税増収分を幼児教育の無償化、社会保障の充実に活用するとともに、重要インフラの緊急対策などを進めつつ、歳出改革の取組みを継続する予算として編成され、予算規模を示す一般会計総額は、前年度に比べて 1.8%増の 99 兆 4,291 億円で、社会保障関係費も 34 兆 593 億円と、前年度より約 1,000 億円上回る編成となる一方、税収が名目経済成長率の見通しを 2.4%として景気回復による税収の伸びや消費税増税分を見込み、3 兆 4,160 億円の増となったことから、公債依存度は 32.1%と、前年度より 2.4 ポイント改善しております。

また、平成 31 年度の地方財政対策におきましては、幼児教育の無償化や自動車税環境性能割の臨時的軽減などの財源が措置されるとともに、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営が行えるよう、地方税の増収や地方交付税をはじめとする一般財源が確

保されているところがございますが、地方財政は国の施策によっても影響を受けることから、その状況について注視してまいります。

県の予算案に目を向けますと、県総合計画に掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」づくりを推し進め、「新しい豊かさ」、「新しい安心安全」、「新しい人材育成」、「新しい夢・希望」の4つのチャレンジに取り組む予算として、前年度に比べて2.2%増の1兆1,357億1,300万円となっております。

重点施策の取り組みとして、人手不足解消に向けた外国人材の確保、農産物を全国トップブランドに育成、治水・浸水被害対策、少子化対策のため多子世帯の子育て支援、中高一貫教育校を各地域に設置、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会の開催など、これまでまいった種から出た芽を大きく育て、「新しい茨城づくり」への挑戦を加速させるとした予算編成となっております。

ことは、天皇陛下が御退位され、皇太子殿下の御即位が行われ、改元によって新しい時代が始まる節目の年となります。

本町におきましても、明治22年、1889年の町村制施行によって、五霞村が誕生してから、130年の節目の年であり、今、五霞町は圏央道五霞インターチェンジ周辺開発により、新たな飛躍の時を迎えています。

本町の地勢を生かし、小規模自治体だからこそできるきめ細かいまちづくりを展開し、茨城県のショーウインドーを目指してまいりたいと考えております。

本町における、これまでの取組みを振り返りますと、私は、五霞町長に就任させていただいてから、これまで「小さいながらも存在価値のあるまち」「住民が誇りに思えるまち」の実現に向けて、本町の特性を生かしたまちづくりに誠心誠意取り組んでまいりました。

この間、町政運営の要である安定した財政基盤を構築していくため、行財政改革に積極的に取り組み、事務事業の見直しや公債費の繰上償還などによる歳出の抑制と、町税等における収納率の向上や圏央道五霞インターチェンジ周辺開発事業による自主財源の確保に努めてまいりました。

このような結果、就任当初137億円の地方債残高は、平成29年度末で94億円にまで減少し、実質公債費比率は平成19年度の19.7%から8.8%まで改善することができました。今後も、持続可能な財政運営を維持していくため、財政負担が大きい上下水道事業につきましては、県とも協議しながら、更なるコスト削減と最適な広域化・共同化を図るため、調査・検討を進めてまいります。また、公共施設の老朽化対策につきましても、計画的に改修・複合化等の検討をしてまいります。

圏央道五霞インターチェンジ周辺開発事業につきましては、4社の進出企業が決定し、1,300人の雇用を見込んでおり、税収面でも平成31年度は1億円を超える収入を見込んでおります。商業施設の誘致につきましては、今後も引き続き、その実現に向けて努力をしてまいります。また、20年後の本町の姿を見据え、次の開発可能な候補地について調査・

検討を進めてまいります。

公共交通網の整備につきましては、平成 28 年 10 月から本格運行したコミュニティ交通「ごかりん号」は、年々利用者数がふえており、平成 30 年度は 1 万 4,375 人、役場から幸手駅間の代替バスは 5 万 4,456 人と住民の皆様の交通手段として公共交通の利用が定着しつつあります。今後ますます高齢化が進展していく中、公共交通を必要とする方が利用できるよう、公共交通空白地有償運送のあり方も含め、本町に合った公共交通網の構築を進めてまいります。

防災対策につきましては、昨年も大阪府北部地震や西日本豪雨、北海道胆振東部地震など、相次いで大規模な自然災害が全国各地で発生しました。本町におきましても、昨年 9 月の台風 24 号の強風による被害が発生しており、昨今の台風の数の多さ、風の強さ、豪雨の頻度とパターンの変化を見ますと、これからは強雨・強風の時代に備えた防災対策が不可欠になってまいります。こうした災害に接するたびに、「自分の身は自分で守る」ことを意識した日ごろの備えと、より実践的な訓練により、地域の防災力を高めていくことが重要であると強く感じております。

このような中、本町といたしましても水害時の災害拠点となる「情報・防災ステーションごか」を山王地区防災ステーションに整備したほか、平成 30 年度には地域防災計画の改訂を行いました。万が一の災害が発生した時には、その被害を最小限に抑える減災対策が重要であり、そのためにも、自らの命は自分で守る自助、互いに助け合う共助、行政による公助の視点で災害に強いまちづくりに向けたさまざまな施策を進めてまいります。

教育環境の整備につきましては、夏季の熱中症対策として、全小・中学校の普通教室に空調設備を完備しました。また、先進的な取り組みとして、全小・中学校への情報システムのクラウド化を構築し、ノート型タブレット端末等の ICT を効果的に活用した授業を推進しております。さらに、児童の下校時間に合わせた防犯パトロールも県内でいち早く取り組み、昨年 10 月からは、ボランティアによる「子ども見守りスクールガード」を創設し、登下校時の更なる安全確保が図られました。

これ以外にも多くの事業を実施してきましたが、これまでの主な事業の取り組みを御説明させていただきました。

続きまして、本町の当初予算案について申し上げます。

平成 31 年度は第 5 次五霞町総合計画後期基本計画の最終年度を迎え、まちづくりの将来像「人がきらめき だれもが安心・安全に暮らせるまち 五霞」の実現と第 6 次五霞町総合計画の策定に向けた重要な年度になることから、厳しい財政状況においても、行財政改革に取り組みながら、持続可能な行政運営と本町の活性化に視点を置き、現行計画の目標と成果を意識した重点的・効率的な予算配分を行ったところであります。

歳入の根幹をなす町税は、圏央道五霞インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業地内への企業進出に伴う、土地・家屋等に係る固定資産税の増額を見込んでおります。また、地方交付税は、町税の増収により減額を見込み、引き続き厳しい状況にあることから、財

政調整基金や公共施設等総合管理計画事業準備基金の取崩しを予定しております。

歳出では、少子高齢化に伴う社会保障関係費が増加するほか、防災行政無線のデジタル化の整備、主要幹線道路の整備、下水道施設の広域化・共同化に向けた調査・設計業務、さらには、庁舎、中学校、海洋センター等の公共施設の老朽化による維持更新を行うこととしております。

こうして編成しました新年度予算は、一般会計が 48 億 7,000 万円と前年度に比べ、2 億 4,000 万円、5.2%の増額となっております。また、特別会計におきましては、5つの特別会計を合わせて 27 億 809 万円となっており、一般会計と特別会計を合わせた予算の総額は、75 億 7,809 万円と、前年度に比べ、2 億 178 万 5,000 円、2.6%の減額となっております。また、水道事業会計予算につきましては、収益勘定では、収入及び支出が 4 億 6,242 万円、資本勘定では、収入が 2 億 4,726 万円、支出が 3 億 7,555 万 9,000 円となっております。

続きまして、具体的な施策の展開として、総合計画の施策に沿って申し上げます。

第 1 点目、豊かな自然と安全を育む。

環境の分野では、空家等対策計画に基づき、適切な管理が行われず、住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空家の所有者に必要な指導・助言を行ってまいります。また、空家等の適正な管理を促進するため、必要な情報発信や空家解体に係る費用の一部を助成してまいります。

防災の分野では、近年の大規模災害の発生を教訓として、防災行政無線はこれまで以上に多様化・高度化する通信ニーズへの対応が要求されるとともに、平常時における有効活用を図るために更なる改善が求められています。このため、電波法の改正に伴い、これまでのアナログ方式からデジタル方式による防災行政無線の整備を平成 31 年から 2 カ年で構築してまいります。

また、地域のさまざまな場で防災力を高める活動が期待されるとともに、防災リーダーを養成するため、十分な意識と一定の知識・技能を習得できる防災士の資格を町職員が修得してまいります。

防犯の分野では、平成 30 年度に町内全域の防犯灯を LED 化に整備いたしました。また、昨年 10 月からは「子ども見守りスクールガード」を創設し、現在 125 名の地域の方が登下校時の防犯活動をされております。引き続き、防犯カメラの設置や登下校時の防犯パトロールを実施し、犯罪防止と児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

2 点目は、健やかと安らぎを育む。

子育ての分野では、安心して子供を産み育て、子供たちが健やかに成長できる環境づくりを推進するため、乳幼児期から青少年期に至るまで切れ目のない支援が必要であります。このため、平成 31 年度より幼保連携型認定こども園に移行する五霞幼稚園・保育園、川妻認定こども園おひさまが実施する各保育事業に対する支援を行うとともに、引き続き、高校生までの医療福祉費の助成や出産時・小学校等入学時の祝金支給など、子育て世代の

経済的負担の軽減と子育て環境の更なる充実を図ってまいります。

また、結婚支援につきまして、町が委嘱した結婚支援員が行う婚活イベントや相談会、切れ目のないフォロー活動などを支援するとともに、結婚に関する啓発活動など、より一層の結婚支援の充実を図ってまいります。

なお、昨年 12 月に埼玉県近隣の 5 市町と結婚支援に関する協定を締結しました。この協定に基づき、自治体間の情報交換や共同事業など、広域的に連携した結婚支援に取り組んでまいります。

健康の分野では、生活習慣病やがん疾患の早期発見・早期治療を促進するため、特定健康審査とがん検診等を同日に行うとともに、未受診者の勧奨を積極的に実施して受診率向上に努めてまいります。また、新たに生活習慣病重症化予防事業に取り組み、医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療につなげてまいります。

障害者福祉の分野では、障害のある方が自立した日常生活や社会参加ができるよう、各事業所や関係機関と連携し、相談体制の充実やサポート体制の確立に努めてまいります。また、経済的負担を軽減するため、重度の障害がある方に医療費の一部を助成してまいります。

高齢者の分野では、住み慣れた地域で安心して健やかな暮らしができるよう、医療、介護、予防、福祉の各サービスの切れ目のない提供のため、事業所・関係機関の連携を進めるとともに、ボランティアの育成、介護予防体制の充実にも努めてまいります。また、地域で自立した生活が続けられるよう、在宅生活の支援を実施するとともに、民間の介護予防活動の支援、民生委員やボランティアの方々との連携による見守りやケアチームによる生活支援など、高齢者を地域で支え合う体制づくりを推進してまいります。さらに、社会参加活動を通じて、健康で生きがいをもって暮らせるよう、獲得したポイントに応じて商品に交換できる、いきいき活動ポイント事業を新たに実施してまいります。

また、消費税の引き上げに伴う、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするために、プレミアム付商品券を発行してまいります。

3 点目、人と文化を育む。

学校教育の分野では、学力の向上や豊かな社会性の育成等を目指して、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を把握し、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導を行う教育活動指導員を各校に 2 人配置するとともに、英語教育の推進と充実を図るため、外国語指導助手、ALT を 1 人増員いたします。また、教育委員会に県派遣指導主事を継続して配置し、教育課程の適切な把握と学習指導などの専門的指導を行ってまいります。

さらに、情報化社会に子供たちが順応できる環境づくりのため、小・中学校全校でノート型タブレット端末や電子黒板等 ICT を効果的に活用した授業を推進しております。本年度は小学校のタブレット端末を新たな機器に更新してまいります。

また、児童・生徒数の減少に伴い、子供たちを取り巻く教育環境が変化してきているこ

とから、学校の在り方検討会を設置し、保護者や住民の皆様の御意見を伺いながら、五霞町らしい教育の在り方を検討してまいります。

学校施設整備につきましては、中学校の特別棟校舎や体育館など、施設の長寿命化に向けた改修をするための設計業務に着手いたします。

生涯教育の分野では、社会性や人間性の豊かな子供を育成するため、幼稚園や学校において家庭教育学級を開催するとともに、安心して家庭教育が行えるよう、家庭教育支援員を配置し、就学前の家庭を訪問して保護者への学習機会の提供や相談対応など、家庭教育支援の充実を図ってまいります。

スポーツの分野では、「いきいき茨城ゆめ国体 2019」のデモンストラーションスポーツとして開催するウォーキング大会を、町民の皆さんとともにつくり上げるとともに、これを機に、本町の魅力を広く発信してまいります。また、海洋センターの体育館を全面的に改修し、機能強化や安全で快適な施設環境の維持に努めてまいります。

4点目、「ゆとりとうるおいを育む」。

都市基盤の分野では、第6次総合計画と整合を図った、概ね20年後の本町の姿を見据え、都市づくり構想と具体的な整備方針を定める都市計画マスタープランを策定してまいります。

また、広域的・複合的な商業・工業・流通を中心とした市街地の形成に向けて、本町の強みを生かした新たな産業系の土地利用について調査・検討を進めてまいります。

圏央道インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業では、概ね面的整備は終了し、今後は、土地区画整理区域内の新地名の決定や公園の整備、案内看板の設置等、街びらきに向けた作業を実施してまいります。

また、幹線道路の整備につきましては、新4号国道道の駅交差点付近から町道8号線への主要なアクセス道路である町道5号線の改良工事、首都圏氾濫区域堤防強化対策事業に伴い整備される山王地内の堤防管理用道路と接続する町道の整備を引き続き推進してまいります。

公共交通の分野では、平成28年10月に本格運行に移行したコミュニティ交通「ごかりん号」は3年目に入り、利用者も着実に伸びてきており、高齢化の進展に伴い公共交通の必要性がますます高まってきております。本年度は、利用実態を検証しながら、本町において最も有効と考えられる公共交通体系・ネットワークの構築を検討してまいります。

地籍調査事業につきましては、平成12年度から事業に着手し進めてまいりましたが、平成31年度は最終の川妻地区の登記が完了を迎えます。

水道事業及び下水道事業の広域化・共同化につきましては、国におきましても広域連携を推進しているところでありますので、本町におきましても、水道事業は、中長期的な経営基盤の強化と経営効率化の推進を図るため、引き続き検討を進めてまいります。

また、下水道事業につきましては、引き続き県関係部局と協議調整を進めながら、広域化・共同化を推進するため、計画策定に必要となる調査・設計等を進めてまいります。

第5点目、豊かさと活力を育む。

産業振興の分野では、今年で15年目を迎える道の駅ごかは、周辺環境が大きく変化する中、更に道の駅ごかを充実していくため、昨年度に実施した今後の施設・運営のあり方に関する調査・検討結果を踏まえ、今後の運営方針を定めてまいります。

農業政策の分野では、農業者の高齢化や担い手の減少による農用地利用の低下や遊休農地の増加など厳しさを増しており、持続的な農業を実現させるには、担い手への農地集積・集約化と農業後継者の育成確保が必要であります。このため、引き続き関係機関とタイアップし、必要な知識や生産技術を習得していただく「五霞農業塾」を開催していくほか、各種支援事業に取り組みながら青年就農者の増加を促進してまいります。

また、意欲ある農業者への農地集積・集約化を図るため、農地中間管理事業の利用促進や耕作放棄地対策、基盤整備等による農地の有効利用を支援してまいります。

観光の分野では、道の駅ごかへの来場や工場見学のバスツアー、サイクリングのレジャー客など、多くの方が本町を訪れています。また、利根川・江戸川・権現堂調節池の水辺空間、歴史的建造物の関宿水閘門などの地域資源が町内に点在しております。

また、町特産の「八つ頭コロケ」やそば焼酎「川霞」、「ローズポークまん」といった人気商品もございます。

こうした地域資源を最大限活用しながら、新たな観光マップを作成し、本町の魅力を内外へ発信するとともに、企業や隣接する市町と連携を図り、本町の更なる魅力度向上に努めてまいります。

第6点目、ともにまちを育む。

まち・地域づくり・行財政運営。

本年度は、明治22年の町村合併により五霞村が誕生してから130年を迎えます。これを祝し、6月9日には記念式典、俳優の高橋英樹さんをお迎えしての記念講演、午後には、県内でいち早く茨城国体の炬火リレーを行います。

この記念すべき年を住民の皆さんと一緒に一年を通して祝えるよう、さまざまな記念事業を実施してまいります。

第6次総合計画の策定につきましては、後期計画の成果と平成30年度に実施した住民意識調査やワークショップによる提案などを踏まえ、今後20年間の方向性を定める基本構想・基本計画を策定いたします。

さらに、人口減少対策につきましては、今後10年先、20年先といった将来を見据えて「訪れてみたい 住んでみたい 暮らし続けたいまち」を目指し、本町の強みや特色を生かした事業の展開を図ってまいります。なお、現行のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、本年度をもって終了となることから、次期総合戦略を第6次総合計画に盛り込んで策定してまいります。

情報発信の分野では、本町が持つ潜在的な魅力を引き出し、創造・発信していくことが重要であります。そこで、本年4月からは、情報発信業務と観光業務の所管を総務課に一

元化し、情報発信力を強化してまいります。また、ホームページをリニューアルするとともに、広報紙やSNSなどの多彩な広報媒体を効果的に活用することにより、町民の五霞への愛着や誇りの醸成を図り、さまざまなメディアを活用し、町内外へ本町の魅力を戦略的に発信してまいります。

行財政運営の分野では、建設から55年が経過している役場庁舎の新たな建設に向けて、他施設との複合化を含めた設計に着手してまいります。今後、ますます厳しくなることが予想される財政状況の中で、多様化する行政課題に的確に対応し、安定的で持続可能な行政サービスを提供していくため、効率的・効果的な行財政運営に努めてまいります。

以上、平成31年度の町政に対する所信の一端と新年度の施策の大要を申し上げます。新しい時代は、更なる人口減少、少子高齢化、技術革新、グローバル化など、社会環境は加速度的に、その様相を変えていくと思われまます。

しかしながら、どんな時代にあっても、まちづくりの基本は住民の生命・財産が守られ、誰もが自分らしく生き生きと暮らせること。そして、住民一人一人が誇りをもって活躍できることだと考えております。

わがふるさと五霞には、豊かな水を湛える大河、利根川、江戸川と、その流れが生み出した豊穡な大地、それらが醸し出す緑豊かな自然環境があり、そして、そこに暮らす人々のさまざまな営みがしっかりと地域の環となり根付いております。私たちには、先人・諸先輩方から脈々と受け継がれてきた五霞の長い歴史を、未来につくり出していく使命があります。

何より大切なことは、住民の皆様や来訪される方が、ふるさと五霞をよく知っていただき、誇りを持ち、ふるさとづくりの一員として関わってくれることです。五霞町の最大の長所である「絆」を支えに、そうした雰囲気醸成し、今後も「小さくてもきらりと輝くまちづくり」を目指し、住民の皆様と団体・企業の皆様と手を携えて、町が一丸となって全力で取り組んでまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様の、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、平成31年度に臨む施政方針とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）町長の施政方針は以上でございます。

これで諸般の報告を終わります。

これより議事に入ります。

◎議案第1号の上程、説明、採決

○議長（樋下周一郎君）初めに、議案第1号 五霞町教育委員会委員の任命同意について議題といたします。

環境の保全に努め、清潔で美しいまちづくりを推進していくため、新たに五霞町ポイ捨て等防止条例の制定を行うものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、議案第3号 五霞町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

はい、町長。

○町長（染谷森雄君）議案第3号 五霞町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げます。

長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布され、時間外労働の上限等を導入するため、職員の勤務時間、休暇等の一部を改正する人事院規則が公布されました。それに伴い、職員の時間が勤務命令を行うことのできる上限等を定めるための改正を行うものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、議案第4号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

はい、町長。

○町長（染谷森雄君）議案第4号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

今年度の人事院勧告を踏まえ、五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、民間との給与較差を埋めるため、俸給表及び勤勉手当の引き上げを行うものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第37条の規定により、お手元

へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、議案第5号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第5号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

今年度の人事院勧告を踏まえ、一般職の給与改定に準じ、特別職の期末手当の額を引き上げるものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、議案第6号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第6号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

県が制定しております医療福祉対策要綱の改正に伴い、町の医療福祉費助成事業、通称マル福制度について規定する本条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、重度心身障害者等の助成対象となる方の要件を拡大するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、議案第7号 五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第7号 五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

改正内容といたしましては、国民健康保険制度の持続性を高めるため、世代間や世代内の負担の公平を図る観点から、税負担の特例措置の見直しを行うものでございます。厚生労働省からの通知に基づく改正となります。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、議案第8号 五霞町五霞町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第8号 五霞町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御提案を申し上げます。

平成30年10月に児童館ガイドラインが改正され、児童館運営委員会を設置し、意見を聞くことと示されました。町においては、児童館運営委員会は設置されておりましたが、条例で明確にすることで、児童館の適切な運営と充実を図るため改正をするものでございます。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会に

において御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

11時15分に再開いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、議案第9号 五霞町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第9号 五霞町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして御提案申し上げます。

今回の改正につきましては、上位法である職業開発促進法の改正に伴う該当条例の条ずれを改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会

において御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、議案第10号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第10号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

五霞町介護保険条例第8条において、介護保険料に係る延滞金について定めておりますが、この延滞金の端数処理について改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 10 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって議案第 10 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、議案第 11 号 五霞町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 11 号 五霞町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

被災者支援の充実を図る観点から、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付に係る運用の一部が改正されました。これに伴い、五霞町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正が必要となったため改正をするものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 11 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 12 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、議案第 12 号 五霞町水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 12 号について御提案申し上げます。

五霞町水道事業の布設工事監督者の設置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例につきましては、学校教育法の一部を改正する法律及び技術士法施行規則の一部を改正する省令が平成 29 年 12 月 28 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、資格要件を定める水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）の一部が改正されることから、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）ただいま議案第 12 号の議案の説明の中で、町長が読み間違えた部分があるので、もう一度お願いします。

○町長（染谷森雄君）すみません。

もう一度、訂正をさせていただきます。

議案第 12 号について御提案を申し上げます。

五霞町水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を御提案させていただくわけでございます。

ひとつよろしくお願いを、内容等については先ほどと同じでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 12 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 13 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、議案第 13 号 五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定について議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 13 号 五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定について御提案申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法の規定に基づき、原宿台コミュニティセンターの管理代行について、現行の原宿台行政区を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 13 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて、議案第14号 五霞町公共下水道事業五霞町環境浄化センター耐震補強工事の委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第14号について御提案申し上げます。

去る平成30年6月8日の平成30年第2回五霞町定例会で議決いただきました日本下水道事業団との五霞町環境浄化センター耐震補強工事の委託に関する協定につきまして、事業費の変更に伴い協定の一部を変更する協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年条例第17号）第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、上下水道課長の補足説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（川口恵司君）それでは、議案第14号 五霞町公共下水道事業五霞町環境浄化センター耐震補強工事の委託に関する協定の一部を変更する協定の締結につきまして御説明申し上げます。

55ページをお開きください。

こちらでござんのとおり、今回の変更点につきましては、協定金額の変更でございます。

詳細につきましては、56ページをお開きください。こちらの変更協定書で御説明申し上げます。

本協定の変更につきましては、現協定の締結後に、受託者である日本下水道事業団が行った耐震補強工事の施工内容等の確定と工事入札差金により事業費が減額となったため、協定の一部を変更する必要が生じたので、今回、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本協定の変更内容でございます。

第1条で現協定の第7条第1項中「金1億1,900万円（うち消費税及び地方消費税額881万4,814円）」を「金9,991万2,000円（うち消費税及び地方消費税額740万888円）」に改め、あわせて、年割額の平成30年度事業費「5,500万円」を「2,998万2,000円」、平成31年度事業費「6,400万円」を「6,993万円」に改めるものでございます。また、加えて、平成31年度事業費のうち、補助対象外となる汚泥処分費を町単独事業費として620万円と明記するものでございます。

次に、第2条でございます。こちらでは、議会の議決をもって本協定が成立する旨の条文となっております。

なお、日本下水道事業団との仮協定の締結でございますが、平成31年2月15日に済ま

せております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決に入ります。

議案第14号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号～議案第21号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

議案第15号 平成30年度五霞町一般会計補正予算（第4号）から議案第21号 平成30年度五霞町水道事業会計補正予算（第2号）までは、各会計の補正予算でございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第21号までを一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第15号から議案第21号までを一括して御提案申し上げます。

平成30年度の一般会計補正予算並びに特別会計5会計と水道事業会計の補正予算でございます。

初めに、議案第 15 号一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1 億 4,543 万 1,000 円を減額し、総額をそれぞれ 45 億 851 万 6,000 円とするものでございます。

次に、議案第 16 号 国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,000 万円を減額し、総額をそれぞれ 11 億 8,993 万 8,000 円とするものでございます。

次に、議案第 17 号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 341 万 3,000 円を追加し、総額をそれぞれ 1 億 8,176 万 6,000 円とするものでございます。

次に、議案第 18 号 介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 320 万 3,000 円を減額し、総額をそれぞれ 8 億 5,748 万 5,000 円とするものでございます。

次に、議案第 19 号 公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1 億 3,899 万 5,000 円を減額し、総額をそれぞれ 6 億 7,254 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 20 号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7 万 6,000 円を追加し、総額をそれぞれ 1 億 7,964 万 5,000 円とするものでございます。

最後に、議案第 21 号 水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的収入及び支出でございますが、収入の部及び支出の部にそれぞれ 6,000 円を追加するものでございます。

また、資本的収入及び支出でございますが、収入の部で 2,216 万 1,000 円を減額、支出の部において、1,977 万円を減額するものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会において、常任委員会での審議が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 15 号から議案第 21 号までは、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号から議案第 21 号までは、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 22 号～議案第 28 号の一括上程、説明

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

議案第 22 号 平成 31 年度五霞町一般会計予算から議案第 28 号 平成 31 年度五霞町水道事業会計予算までは、平成 31 年度各会計予算でございますので、一括して議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号から議案第 28 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 22 号から議案第 28 号につきましては、それぞれ平成 31 年度の予算でございますが、一括して御提案申し上げます。

議案第 22 号が一般会計予算、議案第 23 号が国民健康保険特別会計予算、議案第 24 号が後期高齢者医療特別会計予算、議案第 25 号が介護保険事業特別会計予算、議案第 26 号が公共下水道事業特別会計予算、議案第 27 号が農業集落排水事業特別会計予算、議案第 28 号が水道事業会計予算でございます。

一般会計予算の総額は 48 億 7,000 万円となっております。また、特別会計 5 会計の予算合計は 27 億 809 万円となっております。水道事業会計ですが、収益的収入及び支出においては、収入及び支出の部ともに 4 億 6,242 万円。また、資本的収入及び支出においては収入の部、2 億 4,726 万円、支出の部、3 億 7,555 万 9,000 円となっております。

それぞれの会計予算の詳細につきましては、本定例会に設置が予定されております予算特別委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（樋下周一郎君）次に、本来ならば各担当課長から各会計予算の補足説明を願うところですが、予算特別委員会へ付託を予定しておりますので、補足説明を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認め、補足説明は省略いたします。

以上で各会計予算についての説明が終わりました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて、発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置を議題といたします。

本案の提出者であります鈴木喜一郎君から提案理由の説明を求めます。

8番議員 鈴木喜一郎君。

〔8番 鈴木喜一郎君 登壇〕

○8番（鈴木喜一郎君）8番議員の鈴木です。

発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

町長から提案されました平成31年度予算案の概要によりますと、第5次五霞町総合計画後期基本計画の最終年度を迎え、さらに、第6次五霞町総合計画の策定に向けた重要な年度として、厳しい財政状況においても、行財政改革に取り組みながら持続可能な行政運営と町の活性化に視点を置き、現行計画の成果を意識した重点的・効果的な予算編成を基本としています。また、このような状況下、中期財政見通しにおいても、今後、更に厳しい財政運営が要請を予定されております。

このように、平成31年度におきましても、引き続き、財政状況は非常に厳しく、より一層の取り組みが強く求められているところでございます。

しかしながら、我々議会といたしましては、常に安心で安全な町民生活の確保を最前提とした安定的で持続可能な行財政運営の確立を目指すべく、平成31年度の予算の審査に当たっても、慎重に審査すべきものと考え、予算特別委員会の設置を別紙のとおり提案するものでありますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号～議案第28号の委員会付託

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

議案第22号 平成31年度五霞町一般会計予算から議案第28号 平成31年度五霞町水道事業会計予算までの平成31年度各会計予算については、9人の委員で構成する予算特別委員会へ付託し、審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第28号までは、付託一覧表のとおり予算特別委員会へ付託することに決しました。

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、陳情第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書を国に提出することを求める陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第1号は、会議規則第90条の規定により、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（樋下周一郎君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前11時43分